

再意見書

平成 23年 3月 4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 105-0011
(ふりがな) とうきょうとみなとくしぱこうえん
住所 東京都港区芝公園2-6-3
芝公園フロントタワー18階
(ふりがな) ゆーてぃーすたーこむじゃぱん
氏名(注1) ユーティースターコムジャパン株式会社
代表取締役社長 徳永 思悦

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料について、DSL 各社が提案する分岐単位での料金設定に賛同する。これらの意見書に記載されているとおり、市場活性化のためには、設備競争のみならず分岐単位での料金設定によりサービス競争を促進する必要があると考える。

一方、設備保有事業者からは、コスト負担等の公平性などについて問題があるとして反対の意見が出されている。しかしながら、当該接続料設定が直ちに、サービス競争事業者と設備保有事業者との間の競争を歪めるものではない。接続料の設定方法を工夫することで、設備競争とサービス競争の両輪をバランスよく推進出来るものとする。例えば、次のような手法が考えられる。

「分岐単位料金設定方法(案)」

- ① まず、「1 芯貸し」と「分岐貸し」を芯線数単位で把握
- ② 上記で把握した芯線数と1 芯あたりの料金を基に「1 芯貸し」と「分岐貸し」とのコストを別計(⇒「1 芯貸し」は従来のコスト負担から変わらない。)
- ③ 上記で分計された「分岐貸し」コストの総計を、総分岐単位接続回線数(分岐貸し利用分)で割戻し、1 分岐単位の料金を設定(⇒分岐貸し分のコスト回収漏れもなくなる。)

上述の算定方法であれば、1 芯単位での料金設定については従来と変わらないため、分岐単位での料金設定の実施によってコスト負担の公平性を損ねるような問題は生じない。そればかりか、この案においては、効率的な設備の利用による料金低廉化をもたらすほか、「分岐貸し」を利用する事業者においても、自身の獲得回線数が接続料の単金に直結する(稼働率を高めることで接続料が低廉化する)ことから、より多くの利用者を確保しようとするインセンティブが働き、光サービス市場での活発な競争が展開されるものとする。なお、モラルハザード的な利用も防止可能である。

また、この場合の共用OSUの設置については、NTT東西の共用の有無に関らず、NTT東西が設置を行い、NTT利用部門と接続事業者の公平性を担保すべきである。

以上のことから、設備競争とサービス競争をバランスよく推進する案として、上述の「分岐単位料金設定方法(案)」についても、ひとつの有力な案として検討されることを希望する。